

にの給はすれば、すげなくて出させ給ぬ略中よろづあさましくめでたきとの、ありさまなり、このつちみかど殿にいくそたび行幸あり、あまたのきさきいでいらせ給ぬらんと、よのあえ物にきこえつべき殿なり、これを勝地といふなりけり、これを榮花といふにこそあめれど、あやしのものども、しもをかぎれるまなども、よるこびるみさかえたり、

〔二代要記七後冷泉〕關白左大臣頼通○中

治暦三年十月五日庚戌行幸宇治平等院○頼通別莊勅曰、前太政大臣○頼通名雖爲君臣、義如父母、同七

日勅、年官年爵准三宮、賜内舍人二人、左右近衛各六人爲隨身、

〔大鏡七太政大臣道長〕かまたりのおど、むまれ給へるは常陸の國なれば、かしのかしまと云ふところに氏の御神をすましめたてまつり給て、その御よゝりいまにいたるまで、あたらしき御門后大臣たち給をりは、みてぐらづかひかならずたつ、みかどならにおはしまし、時は、かして遠しとて、大和國みかさ山にふり奉りて、春日明神となづけたてまつりて、いまに藤氏御氏神にて、おほやけをとこ女つかひたてさせ給ひ、后宮その氏の大政公卿、みな此明神につかうまつり給て、二月十一月上申日御まつりにてなん、さまづのつかひたちの、しる、みかどこの京にうつらしめ給ては、又ちかくふり奉りて大原野と申、きさらぎのはつうの日、霜月初子日とさだめて、どしに二度のまつりあり、又おなじくおほやけのつかひたつ、藤氏殿原みなこの御神にみてぐら十列たてまつり給、なほもちかくとてまたふりたてまつりて、吉田と申ておはしますゆり、この吉田の明神は山かげの中納言のふりたて奉り給へるぞかし、御まつり日四月後の子日、十一月下申日とをさだめて、我御さうにみかど后宮たち給ふものならば、おほやけまつりになさんどちかひ奉りておはしましければ、一條院の御時よりおほやけまつりにはなりたるなり、

〔廿二社本縁〕